



たじみ監督署 安全衛生だより

平成24年の労働災害発生状況

平成24年における休業4日以上労働災害発生状況は、全産業で284件(2月末の速報値)で、前年の同じ時期と比べ19件の増加となっています。主な業種別では、製造業で121件(前年同期比17件の増加)、建設業で36件(前年同期比15件の増加)となっています。

製造業の中でパルプ・紙等については、12件の災害が発生しており、前年同期比3倍となっています。型別発生状況は、「はさまれ・巻き込まれ」災害が7件で全体に占める割合が58%となっており、はさまれ・巻き込まれにより骨折等で休業1か月以上となっている災害が大半を占めています。

労働災害防止の基本は、労働安全衛生関係の法令を守り、法令に従った対策をとることです。その上でリスクアセスメントをはじめとする自主的な安全衛生活動を推進し、労働災害防止を図ることが大変重要となっています。

労働安全衛生関係法令の順守

労働安全衛生関係法令で事業者には義務づけられている措置

1. 危険防止の措置
2. 健康管理の措置
3. 安全衛生管理体制の整備
4. 安全衛生教育の実施 等

業種別労働災害発生状況

(多治見監督署管内)

| | 平成24年 | 平成23年 | 対前年 増減数 | 対前年 増減率 | 構成比 | (参考) 平成22年 |
|----------|-------|---------|------------|------------|-------|---------------|
| 全産業 | 284 | 265 (2) | 19 | 7.2% | 100% | 282 (6) |
| 製造業 | 121 | 104 (1) | 17 | 16.3% | 42.6% | 93 (2) |
| うちパルプ・紙等 | 12 | 3 | 9 | 300.0% | 4.2% | 7 (1) |
| うち窯業土石 | 36 | 32 (1) | 4 | 12.5% | 12.7% | 36 |
| うち機械金属 | 33 | 33 | | | 11.6% | 21 (1) |
| 建設業 | 36 | 21 (1) | 15 | 71.4% | 12.7% | 42 (3) |
| 運輸業 | 30 | 32 | -2 | -6.3% | 10.6% | 21 |
| 卸・小売業 | 22 | 20 | 2 | 10.0% | 7.7% | 28 |
| 通信業 | 13 | 11 | 2 | 18.2% | 4.6% | 16 (1) |
| ゴルフ場 | 20 | 22 | -2 | -9.1% | 7.0% | 25 |
| 上記以外 | 42 | 55 | -13 | -23.6% | 14.8% | 57 |

本統計は、平成25年2月末日までに労働者死傷病報告により報告のあった休業4日以上死傷災害を集計したもので、カッコ内の数は死亡災害を内数で示したものです。

構成比は小数第2位を四捨五入しているため、各業種の合計が100%にならない場合があります。

労働災害が発生したら労働者死傷病報告は遅滞なく提出しましょう

第12次労働災害防止計画の概要

「労働災害防止計画」とは、労働災害を減少させるために国が重点的に取り組む事項を定めた中期計画です。(5年ごとに厚生労働大臣が策定)。

計画期間：平成25年4月1日～平成30年3月31日

計画の目標

- ◆ 労働災害による死亡者の数を**15%以上減少**
- ◆ 労働災害による死傷者の数を**15%以上減少**

計画が目指す社会

「働くことで生命が育かされたり、健康が損なわれるようなことは、本来あってはならない」

全ての関係者（国、労働災害防止団体、労働者を雇用する事業者、作業を行う労働者、仕事を発注する発注者、仕事によって生み出される製品やサービスを利用する消費者など）が、この意識を共有し、安全や健康のためのコストは必要不可欠であることを正しく理解し、それぞれが責任ある行動を取ることで、「誰もが安心して健康に働くことができる社会」を目指します。

6つの重点施策

労働災害、業務上疾病発生状況の変化に合わせた対策の重点化
行政、労働災害防止団体、業界団体等の連携・協働による労働災害防止の取組み
社会、企業、労働者の安全・健康に対する意識改革の促進
科学的根拠、国際動向を踏まえた施策推進
発注者、製造者、施設等の管理者による取組強化
東日本大震災、東京電力福島第一原子力発電所事故を受けた対応

ポイント① 重点対策ごとに数値 目標を設定

労働災害全体の減少目標に加え、第12次の計画では、重点対策ごとに数値目標を設定し、達成状況を踏まえて対策を展開（目標の例）
重点業種ごとの数値目標（小売業20%減など）
重点疾病ごとの数値目標（X外A以外対策取組率80%以上など）

ポイント② 第三次産業を最重点 業種に位置づけ

労働災害が増加し、全体に占める割合が高まっている第三次産業に焦点を当て、特に災害の多い「小売業」「社会福祉施設」「飲食店」に対する集中的取組を実施

ポイント③ 死亡災害に対し重点 を絞った取組を実施

依然として死亡災害の半数以上を占める建設業、製造業に対して、「墜落・転落災害」「機械によるはさまれ・巻き込まれ災害」に重点を当てて取り組む

岐阜県における平成24年死亡災害発生状況(速報)

死亡災害の撲滅に向けリスクアセスメントの実施を!

平成24年は岐阜県内で17件の死亡災害が発生しています。災害発生の背景には、様々な不安全状態・不安全行動が見受けられるところであり、死亡災害はそうした危険・有害性が最悪の形で具現化したものと言えます。このような悲惨な災害を未然に防止するためには、職場に潜む様々な危険性を明らかにすることにより、災害が発生する前に適切な対応を講じることが効果的であり、そのためには各事業場における自主的なリスクアセスメント(危険性・有害性の調査)の実施が有効です。

| 番号 | 災害発生月 | 業種 | 性別 | 職種 | 年齢層 | 災害発生の概要 (概要の内容は、同種災害防止の見地等から編集を加えています) | 事故の型 | 起因物 |
|----|-------|-----------|----|---------|-----|---|-----------|---------|
| 1 | 1月 | 新聞販売業 | 女性 | 運転手 | 30代 | 被災者が原付スクーターに乗って朝刊配達中に、信号のある交差点で左方向から走行してきた乗用車と出会い頭に衝突したものの、交差点の見通しは比較的良く、災害が発生した時間帯の信号表示は、被災者側が「赤点滅」、乗用車側が「黄点滅」であった。 | 交通事故 | バイク |
| 2 | 1月 | 窯業土石製品製造業 | 男性 | 研究者 | 60代 | 工場内でアルミニウム粉と過酸化カルシウム粉の混合作業を行っていたところ、突然爆発が発生し、全身の40%以上の熱傷を負い死亡したものの、点火源は不明である。 | 爆発 | 爆発性の物 |
| 3 | 1月 | 貨物自動車運送業 | 男性 | 運転手 | 60代 | 被災者が道路上に停車させたトラックに乗車、もしくはトラックから降車していた時、反対方向から中央線を越えて走行してきた軽自動車に跳ねられたもの。 | 交通事故 | 乗用車 |
| 4 | 4月 | 貨物自動車運送業 | 男性 | 運転手 | 40代 | 被災者が11トントラックに建築材料を積み込み、国道を走行していたところ、運転を誤りセンターラインを越え対向してきた大型トラックと正面衝突したものの。 | 交通事故 | トラック |
| 5 | 6月 | 倉庫業 | 男性 | 作業員 | 60代 | 被災者がピッキングフォークリフトを用いて入荷した製品の梱入れ作業に従事していたところ、高さ1.8メートルの位置から製品とともに墜落したものの、当該フォークリフトは運転席が昇降するタイプのもので、購入時に手すりを取り付けられていたが、事業場において取り外されていた。 | 墜落・転落 | フォークリフト |
| 6 | 7月 | 廃棄物処理業 | 男性 | 運転手 | 40代 | 圧縮した廃棄物(重量約1トンのブロック状)をクランプリフトで挟み、高さ約3mに揚げ右旋回したところ、クランプリフトが横転し、ヘッドガードと地面の間に身体をはさまれたもの。 | 転倒 | フォークリフト |
| 7 | 8月 | 新聞販売業 | 男性 | 運転手 | 70代 | 被災者が新聞販売店に新聞を配達するために軽ワゴン車で走向していたところ、対向車線からセンターラインをはみ出して走向してきた軽自動車と衝突したものの。 | 交通事故 | 乗用車 |
| 8 | 8月 | 建設業 | 男性 | 塗装工 | 10代 | 作業員4名で乗用車に同乗し、建設現場に向かって高速道路を走行中に、道路上の落下物避けようとして運転を誤り、ガードレールなどに衝突し、1名が死亡、3名が負傷したものの。 | 交通事故 | 乗用車 |
| 9 | 10月 | 畜産業 | 男性 | 建設機械運転手 | 60代 | 被害者が牧場が所有する飼料畑でトラクターショベルで堆肥をならす作業をしていたところ、隣接する2.1メートル下にある畑に重機ごと転落し、重機に挟まれ骨盤等の複雑骨折により死亡したものの、トラクターショベルを運転して、後方に向かって進行していた際に、斜面に気づかず重機ごと転落したものとと思われる。 | 墜落・転落 | 建設用機械 |
| 10 | 10月 | その他の製造業 | 男性 | 作業員 | 40代 | 出勤した従業員が、事業場の建屋入り口付近のアスファルト上で仰向けに倒れている被災者を発見した。被災者が強い腰の痛みを訴えたため救急車により病院に搬送されたが、骨盤骨折を原因とした動脈破裂により死亡したものの、目撃者はおらず詳細は不明であるが、現場の状況から見て被災者がフォークリフトの運転を誤り、後方の柱との間に体が挟まれたものと思われる。 | 挟まれ・巻き込まれ | フォークリフト |
| 11 | 11月 | ビルメンテナンス業 | 男性 | 作業員 | 50代 | ビルの3階で、固定されている窓ガラスの拭き掃除作業を行っていた被災者が、誤って11.8m下の構内通路に墜落した。災害発生当時、窓ガラスの周囲に足場はなく、被災者は安全帯を装着しておらず、保護帽は被っていたものの飛来落下災害防止用であった。また、当該ビルに安全帯取付用の設備は設けられていなかった。 | 墜落・転落 | 建築物・構築物 |
| 12 | 11月 | 道路貨物運送業 | 男性 | 運転手 | 40代 | トラック荷台から精米用の米の入った重量約1tのフレキシブルコンテナ(以下、フレコン)をフォークリフトで吊り4段積みされているパレット上に載せたところ、フレコンが建物にもたれかかるように傾いた。これを直そうとフレコン吊り具にロープを通しフォークリフトの左フォークに掛けて吊り上げたところ、フォークリフトが左側に転倒し、作業を補助していたトラック運転者が下敷きになったもの。 | 転倒 | フォークリフト |
| 13 | 11月 | 建設業 | 男性 | 建設機械運転手 | 60代 | 公園に隣接する山林の整備のため、道幅約2m、路肩幅約3m、勾配15度の散策路の表土をドラグショベルで均す作業を行っていた被災者が、崖からドラグショベルごと転落・横転して、運転席でうずくまった状態で発見されたもの。 | 墜落・転落 | 掘削用機械 |
| 14 | 11月 | 医薬品製造業 | 男性 | 作業員 | 50代 | 被災者は、スタッカークレーン(自動倉庫)の2階部分のラックがある床の清掃作業を行うため、モップを持って移動していた際、9.5m下のクレーンの走行レール部に墜落し、死亡したものの、開口部に気付かず、または何かにつまづいて墜落したと考えられる。 | 墜落・転落 | 開口部 |
| 15 | 12月 | 貨物自動車運送業 | 男性 | 運転手 | 60代 | 被災者が4トントラックで荷を運搬中に、下り坂のゆるやかな左カーブを曲がりきれずに右側壁に激突し、そのはずみで対向車線を走行してきた乗用車に衝突して横転したものの。 | 交通事故 | トラック |
| 16 | 12月 | 社会福祉施設 | 女性 | 介護士 | 30代 | 被災者が訪問介護に向かうため、軽自動車を運転して見通しの良い信号のない交差点に差しかけたところ、出会い頭にトラックと衝突したものの、トラックが優先道路を走行しており、被災者が一時停止を怠った上、トラックに気がつかなかったものと思われる。 | 交通事故 | 乗用車 |
| 17 | 12月 | 食料品製造業 | 男性 | 作業員 | 50代 | 被災者は、工場の壁面の隙間を埋める作業を一人で行っていた。目撃者がいないため詳細は不明であるが、壁面の前に置いてあった重量約1.2トンの食品加工用機械をフォークリフトで持ち上げ、その下で作業を行っていた際に当該機械が突然落下し、被災者に激突したものと推定される。 | 飛来・落下 | フォークリフト |

【災害事例】

事例(1)

| | | | | | | | | | | | |
|-------|--|---------------|---|------|-------|----|-----|------|-------|----|----|
| 発生概要 | | トラックの荷降ろし中に転落 | | | | | | | | | |
| 業種 | 一般貨物自動車運送業 | 職種 | 運転手 | 年齢 | 60代 | 性別 | 男 | 災害程度 | 休業3か月 | 経験 | 4年 |
| 発生状況 | トラックの荷台から荷物を降ろそうとあおりに足を掛けたときに誤って転落したものの。 | | | 事故の型 | 墜落・転落 | | 起因物 | トラック | | | |
| | 発生原因 | | | 概略図 | | | | | | | |
| 再発防止策 | | | <p>あおりに足を掛けて作業を行わないようにすること。</p> <p>「安全作業手順書」等を策定して、周知のための教育を行うこと。</p> <p><ワンポイントアドバイス> 運輸業の労働災害は、荷役作業中に発生したものが多く、その中でも墜落・転落災害は多くの割合で発生しています。できる限り荷台上で作業を行わず、地上からの作業とし、必要により足場や脚立を使用しましょう。 運輸業の荷役作業に関する災害防止対策のリーフレット「荷役作業を安全に」、「荷役作業時の労働災害を防止しましょう」が厚生労働省のホームページ内にありますのでご活用ください。</p> | | | | | | | | |

事例(2)

| | | | | | | | | | | | |
|-------|--|------------------------|---|------|-------|----|-----|------|----|----|-----|
| 発生概要 | | 木造平屋建て新築工事現場の梁上で作業中に墜落 | | | | | | | | | |
| 業種 | 木造建築業 | 職種 | 大工 | 年齢 | 60代 | 性別 | 男 | 災害程度 | 死亡 | 経験 | 46年 |
| 発生状況 | 木造平屋建て新築工事現場の梁上で作業中に足を踏み外して基礎コンクリートに墜落したものの。 | | | 事故の型 | 墜落・転落 | | 起因物 | 梁等 | | | |
| | 発生原因 | | | 概略図 | | | | | | | |
| 再発防止策 | | | <p>作業箇所が2メートル以上で、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い、手すり、覆い等(以下「囲い等」という。)を設置する。</p> <p>作業床を設けることが困難なときは、防網を張り、労働者に安全帯を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じること。</p> <p><ワンポイントアドバイス> 作業床を設けたうえで、作業床の端、開口部について以下の措置を講じてください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 事業者は、高さが2メートル以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い、手すり、覆い等(以下「囲い等」という。)を設置する。 2. 事業者は、前項の規定により、囲い等を設けることが著しく困難なとき又は作業の必要上臨時に囲い等を取りはずすときは、防網を張り、労働者に安全帯を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じる。 | | | | | | | | |

1. 災害発生状況は、同種災害防止の見地から編集を加えて作成しています。

2. 災害防止対策、コメントは、必ずしも法令違反を構成するものではなく、安全管理上望ましい対策を含めて取りまとめてあります。